

危機～連絡
令和7年11月26日

区 長 各 位

駒ヶ根市長 伊藤 祐三
(公印省略)

令和8年度『長野県民交通災害共済』加入促進について(お願い)

毎年、交通災害共済の加入推進につきましては、区長の皆様に格別なご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

この交通災害共済制度は、会費を納めて会員になった方が、交通事故による怪我で入院や通院した際に、見舞金が支給される助け合いの制度です。

令和7年度会員資格は、来年3月末をもって終了します。来年度も多くの市民が会員となっていていただけますよう、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、加入取りまとめに特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取りまとめ内容

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| ① 申込書の配布
(窓あき封筒) | … 市より各世帯へ郵送(1月中旬予定) |
| ② 集金 | … 加入希望される方の「加入申込書」「会費」を取りまとめ。 |
| ③ 会費の納入 | … 市内金融機関(郵便局を除く)で納入 |
| ④ 領収書の返却 | … 加入者へ会員証兼領収書を返却 |

2. 取りまとめ日程(目安)

集金	1月中旬 郵送	加入申込者 ↓ (申込書と会費を提出) 隣組長・常会長 ↓ 自治組合長へ提出 ↓ 区長へ提出
	2月13日(金)まで	
	2月20日(金)まで	
納入	2月27日(金)まで	会費を市内金融機関で納入 (郵便局を除く)
会員証	3月定例文書配布	区長 ↓ (会員証兼領収書を各世帯へ返却) 加入申込者

3. 納入方法について

- 隣組加入者のうち、交通災害共済に加入希望される方の集金をお願いします。
- 「加入申込者集計表」に加入者を取りまとめ、「加入申込者集計表」「会費」「加入申込書」を持参のうえ、市内金融機関(郵便局を除く)で納入をお願いいたします。
ただし、八十二長野銀行で納入する場合、加入申込書を預けることができません。その場合、お手数ですが、加入申込書を市役所危機管理課までご提出ください。
- 区長さん、自治組合長さん、どちらが納入していただいても構いませんので、区の中でご検討ください。参考までに、昨年度の納入者は下記のとおりです。

◆昨年度の納入者

①区長が納入

南割区・中割区・福岡区・上赤須区・町1区・町2区
町4区・東伊那区

②自治組合長が納入

北割2区・北割1区・小町屋区・市場割区
下平区・町3区・上穂町区・中沢区

4. 令和8年度募集事務に係る区事務交付金の支払いについて

令和8年7月末時点の加入者数を基礎数値とし、区交付金として事務手数料をお支払いいたします。

支払時期は、令和8年10月末日に、各区口座に振り込ませて頂きます。詳細につきましては、令和8年9月に送付します文書でご確認ください。

以上

※参考※

令和7年度(10月末現在)

- ・加入者 17,115 人 加入率 55.0%
- ・見舞金請求 6 件 430,000 円

「長野県民交通災害共済加入申込者集計表」 記載例

(No.1)

駒ヶ根市指定（指定代理・収納代理）金融機関御中

(金融機関控)

県民交通災害共済加入申込者集計表

区 名	区名又は自治組合名	区 長 名	区長又は自治組合長名
自治組合名	申込書数	会 員 数	会 費 (@400円)
1 組	10 部	15 人	6,000 円
2 組	5	10	4,000
3 組	15	45	18,000

注1: 申込書の枚数の確認をお願いします。

注2: 加入申込書に記載されている人数の合計が合っているか、
会員数と会費の額が合っているか、確認をお願いします。

注3: 集計表が複数枚になる場合は、最後のページに合計を記入
してください。

合 計	30 部	70 人	28,000 円
上記のとおり払込みます。ただし、受領印については別紙会員証へ お願いします。			指定金融機関取扱印

※ 「申込者集計表」「会費」「加入申込書」を市内金融機関(郵便局を除く)へ持参の
うえ、会費を納めてください。申込者集計表の3枚目(区長控)を受け取って区で
保管してください。

区長が会費を納入する場合

加入申込者

- ※切り離さない

① 加入希望者の申込書と会費を集める

- ② 会費と申込人数の確認
・ 加入申込書の申込人数と会費（一人400円）が一致しているか確認。
- ③ 自治組合長へ提出
・ 会費、加入申込書を提出

自來水公司 供水工程 供水工程 供水工程

① 会費と申込人数の確認
・ 隣組(常会)ごと、会費と申込人数が一致しているか確認

- ## ② 集計表に取りまとめ記入

- ・ 会費、加入申込書、集計表を提出

金融機関(郵便局を除く)

- ・八十二長野銀行
- ・アプス中央信用金庫
- ・上伊那農業協同組合
- ・長野県信
- ・長野県労金

① 会費と申込人数の確認
・ 隣組（常会）ごと、会費と申込人数
が一致しているか確認

- ② 集計表に取りまとめ記入

- ・ 会費、加入申込書(※)、集計表を提出し納入。集計表(区長控え)を受け取る。

- ④ 区長へ提出
・ 集計表（区長控え）を提出

① 会費と集計表人数の確認
・ 自治組合ごと、会費と申込人数が一致しているか確認

- ・会費、加入申込書(※)、集計表を持参し納入。

- ・ 集計表（区長控え）を受け取り、区で保管。

但

- 加入申込書(※)

① 集計表(区長控元)地区で保管

会員証（兼領収書）は、領収
印押印後、3月の定例文書配
布でお返します。ので、加入
者各世帯へ配布をお願いしま
す。

※ 加入申込書の取扱ひ
八十二長野銀行で納入する場
合、加入申込書を預けること
ができません。
振手紙ですが、八十二長野銀
行で納入する場合、加入申込
書を該行所収郵便整理庫までご
提出ください。

危機 ～ 18
令和7年11月26日

区 長 各 位

駒ヶ根市長 伊藤 祐三
(公印省略)

駒ヶ根市防犯指導員の推薦について（依頼）

平素より、防犯活動推進につきまして、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、現在活動されております防犯指導員の委嘱期間は、令和7年4月1日から、令和9年3月31日までの2年間となっておりますが、区の選出事情等*により1年で交代される方がいる場合には、別添の様式により新たな方をご推薦いただきますようお願いいたします。

記

(※) 区によって任期が異っている場合があります。

例) 1年交代の地区や全員が交代しないよう毎年半数を入れ替える地区等

1 推薦にあたっての留意事項

- (1) 各種の防犯活動を推進し、犯罪を防止し、明るく豊かで住みよい平和な郷土と市民の福祉指導に寄与できる者であること。
- (2) ボランティアとして積極的に活動できる者であり、住民の信望が厚く、人格円満な者であること。
- (3) 複数人ご選出いただく区にあつては、地域の実情に精通した女性、若者等の幅広い層から選出すること。

2 委員の任期（通常任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日のうち）

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日（1年間）

3 委 嘱

委嘱は、区長からの推薦に基づき、市長が内申し市防犯協会長と警察署長が連名で委嘱します。(例年6月下旬～7月上旬)

4 委員としての任務

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 防犯思想の普及徹底についての宣伝 | (ながらパトロールと防犯診断) |
| (2) 犯罪予防についての調査 | (防犯灯設置要望、危険個所の確認) |
| (3) 犯罪対策についての調査研究 | (見聞した情報の地域への共有) |
| (4) 青少年補導・不良化防止等 | (地域祭礼等の雑踏事故防止(警備等)) |

※別添様式により、令和8年3月27日(金)までにご報告してください。

※市防犯協会より防犯指導員に配布されている物品等につきましては、旧の方から新の方へ引継いでいただきますようお願いいたします。

※退任される指導員の方で「青パト実施者証」をお持ちの方については、必ず事務局まで返却いただくよう申し添えをお願いいたします。

危機管理課 消防交通安全係
担当 奥村 TEL83-2111 内221
Mail : shobo@city.komagane.lg.jp

駒ヶ根市防犯指導員推薦書

(令和8年4月1日より 新たに防犯指導員になられる方がいる場合のみ)

班長 には ○印	自治会名	前任者 氏名	新任者 住 所 (番地)	電 話 新任者
			新任者 氏 名	
			住所 (新任者)	
			氏名 (新任者)	
			住所 (新任者)	
			氏名 (新任者)	
			住所 (新任者)	
			氏名 (新任者)	
			住所 (新任者)	
			氏名 (新任者)	
			住所 (新任者)	
			氏名 (新任者)	

上記のとおり推薦いたします。

令和 年 月 日

推薦者 _____ 区

区長名 _____

- ※ 令和8年3月31日で退任される場合は氏名を 前任者 欄にご記入ください。
前任者は氏名のみで結構です。(どなたからどなたへ引き継がれたか把握するためです)
- ※ 防犯物品については前任者から引継ぎをお願いします。
- ※ 退任される方で「青パト実施者証」をお持ちの方は事務局まで返却するよう申し添え下さい。

駒ヶ根市 防犯指導員名簿

令和7年4月1日現在

地区班長	実施者証 発行者	
N0	区	氏 名
①	南割	渡辺 郁夫
2		吉澤 智敬
3		石原 良章
④	中割	下澤 彰
5		坂井田 敏章
⑥	北割2区	上久保 誠
7		下村 正子
8		小原 静雄
9		久木 雅人
10	北割1区	肥野 和人
11		宮澤 賢司
⑫		野々村 良彦
13		福島 充
14		星野 武志
15		宮脇 津与志
16		星野 憲彦
⑬	小町屋	高橋 茂正
18		向山 憲位
19		石原 徹
20		松澤 成善
21		宮澤 茂
22	福岡	坂本 敦是
⑭		中平 篤
24		高森 友美
25		柏原 王子
26		那須野 徹
27	市場割	宮澤 稔
28		山下 まさ子
⑮		齋藤 龍一
30		清水 和則
31		小林 多久海
32		山崎 匠
33		兼尾 豊
34	上赤須	大西 忠博
⑯		北澤 茂美
36		北澤 輝由
37	下平	原 仁恒
38		鈴木 努
39		小澤 正人
⑰		今井 浩

N0	区	氏 名
⑱	町1区	北村 豊
42		小林 裕司
43		小松 恭二
44	町2区	宮下 博紀
45		宮下 昌史
46		伊藤 宗一郎
47		中山 幸博
⑲	町3区	中村 孝二
⑳		木下 茂
50	町4区	竹村 昌樹
⑳		小澤 孝一
52		安藤 一男
53		矢澤 基浩
54		吉川 美津男
55		砂場 隆
56		小澤 健太郎
㉑	上穂町	鈴木 眞一郎
58		松井 謙治
59		堺澤 進
60		下平 照明
61		小出 敬一
62	中沢	北沢 武敏
63		下島 正富
64		宮下 知也
65		木下 正義
66		田村 浩之
67		木下 美範
68		久保田 文代
69		竹村 庚
70		下平 秀穂
71		下平 利博
72	東伊那	竹村 広毅
73		小林 とし子
㉒		唐澤 五彦
75		下島 泰子
76		福澤 正宏
㉓	東伊那	廣田 勉
78		渋谷 浩之
79		森田 稔
80		中村 寛
81		酒井 正和

教 社 ～ 連 絡
令和 7 年 11 月 26 日

各区育成会長（区長）各位

駒ヶ根市教育委員会
駒ヶ根市青少年育成委員会

駒ヶ根市青少年育成委員の推薦について（依頼）

平素より、地域の未来を担う青少年の健全育成活動と育成環境の向上に対しまして、深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、各区から選出いただき、教育委員会で委嘱しております「青少年育成委員」の皆様には、1期2年の任期でご就任いただき、令和8年3月末をもって今期の任期が満了となります。

つきましては、下記を参考に、次期の青少年育成委員をご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、育成事業や補導活動は継続しての取組が重要と考えておりますので、区のご事情があることとは存じますが、現委員の再任、もしくは現委員のうちどなたかを再任いただくよう、推薦をお願いいたします。

記

1. 新委員任期： 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間（再任は妨げません。）
2. 推薦委員数： 各区の委員数は、別紙「令和7年度青少年育成委員名簿」をご参照ください。
3. 区での活動： 育成会長である区長さんとともに育成会活動の責任者として、区内の育成関係団体（PTA郊外指導部・分館等）との連絡調整及び事業を実施していただきます。
4. 市での活動： 育成活動と補導活動を行っていただきます。
 - （1）委員会の総会・研修会や県内研修会等への参加（年間4回程度）
 - （2）市内の駅前や商業施設、公園等の巡回補導活動（地区ごと年間3回程度）
 - （3）区内の店舗を対象とした健全育成協力店推進活動（年間1回程度）
5. 報 酬： 年度末に些少ですが、参加回数に応じた活動手当を支給させていただきます。
6. 交 付 金： 区の活動に対し、子ども活動推進事業交付金を交付する予定です。

《お願い》

- ① 必ず本人の同意を得たうえでの推薦をお願いいたします。（令和8年4月に開催予定の青少年育成委員会総会において、本人に委嘱状を交付させていただきます。）
- ② 提出期限： 令和8年3月6日（金）までに、教育委員会社会教育課へご提出ください。

※ ご不明な点等がありましたら、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

駒ヶ根市教育委員会 社会教育課
課長：木下 担当：生涯学習係長 北澤
TEL：83-2111（代表）内線 721

駒ヶ根市青少年育成委員推薦書

(提出先) 駒ヶ根市教育委員会

令和 8 年 月 日

推薦者氏名 _____ 区
(区育成会長) 区長 _____

次の者を、駒ヶ根市青少年育成委員に推薦します。

区 分	代表委員	委 員	委 員	委 員
(ふりがな) 氏 名				
住 所 (自治会名)	市内 番地 番 号 ()	市内 番地 番 号 ()	市内 番地 番 号 ()	市内 番地 番 号 ()
携帯電話				
そ の 他 連絡事項				
前任委員氏名				

注：(1) 再任（継続）の方は、氏名のみご記入ください。

(2) 提出期限：令和8年3月6日（金）までに、社会教育課へご提出ください。

令和7年度 駒ヶ根市青少年育成委員名簿

		地 区	氏 名	自治組合	在任 期間	備 考
1	1	南 割	○ 村上 周	第2-2	4	
	2		塩澤 美帆	第3-1	2	
2	3	中 割	○ 小山 功志	柏神	4	
	4		小倉絵里香	南方	2	
3	5	北割2	○ 池上 友規	塩木	2	
	6		今宮 寿恵	下の坊2	①	
4	7	北割1	○ 那須野広幸	切石原	2	
	8		小澤 学	馬場南	①	
5	9	小町屋	○ 土屋 浩之	北部	3	
	10		矢澤 洋子	南部	①	
6	11	福 岡	○ 大庭 幾郎	第4	2	
	12		宮澤 弥里	第1	2	
	13		宮下 美佐江	第5	2	
	14		吉澤 美保子	第3	①	
7	15	市場割	○ 清水 義和	宮の前	2	
	16		氣賀澤博徳	中通り	①	
8	17	上赤須	○ 遠藤 のり子	第1	4	
	18		中村 竜一	第3	2	
9	19	下 平	○ 北原 利雄	駒在来	4	
	20		松崎 勉	中央	2	
10	21	町 1	○ 山下 陽一	第4	2	
	22		村松 志保	第2	①	
11	23	町 2	○ 鈴木 博志	第6	7	
	24		伊藤 道夫	第8	6	
	25		池上 耕史	第8	5	
12	26	町 3	○ 松崎 茂	飯坂3	10	
	27		雨澤 隆明	中央	10	
13	28	町 4	○ 熊谷 篤司	第1	12	
	29		平澤 美智子	第1	2	
	30		大川 大志	第1	①	
14	31	上穂町	○ 竹上 彰	第1	①	
	32		宮下 雅志	第4	3	
15	33	中 沢	○ 竹村 敏文	下割	2	
	34		野溝 修	菅沼	2	
16	35	東伊那	○ 堀口 邦子	大久保	2	

(1) 任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

(2) 氏名欄の○印：地区代表委員（県青少年サポーターを兼ねる）

(3) 在任期間欄の①：令和6年度新任委員

※名簿の取り扱いにご注意ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員の公募について

現在活動されている農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日までとなっています。これに伴って令和8年1月下旬より、次期委員の募集が始まります。募集期間はおおむね1ヵ月です。区長の皆様には、地区推薦により選出されている委員の継続や後継者選任、新たな推薦等に向けた各地区の取り組みに対し、ご支援をよろしくお願いいたします。

●今後のスケジュール（予定）

令和7年12月16日 地区営農組合長・農政組合長等への改選に向けた説明会

令和8年1月28日 公募受付開始（市報・市ウェブサイト等による広報）

2月27日 公募締め切り

3月中旬 候補者選考

6月 議会同意

7月21日 委員任命

●地区推薦により選出された委員（敬称略）

区分	地区	氏名（敬称略）	行政区	営農組合
農業委員	竜西	塩木 操	北割2区	上在
		中嶋 隆	北割1区	
		倉田 益式	上穂町区	
		堺澤 務	南割区	
		河上 邦和	福岡区	下在
		小松原 博	上赤須区	
		氣賀澤 道雄	市場割区	
		春日 知也	小町屋区	
	竜東	宮澤 秀一	下平区	下平
		森 武雄	中沢区	中沢
		北澤 満	中沢区	
		田村 晴男	中沢区	
		吉瀬 久司	東伊那区	東伊那
		伊藤 宏美	東伊那区	
農地利用最適化 推進委員	竜西	小平 裕一	中割区	上在
		山崎 幸夫	下平区	下平
		小池 政幸	町2区	下在
	竜東	菅沼 佳彦	中沢区	中沢
		白川 眞武	東伊那区	東伊那

●応募・推薦により選出された委員（敬称略）

区分	地区	氏名（敬称略）	行政区	営農組合
農業委員	竜西	上田 佳子	南割区	上在
		小松原 ひとみ	町 4 区	下在
		小松 伸治	町 2 区	下在
	竜東	木下 亜紀	中沢区	中沢
		滝沢 久美子	東伊那区	東伊那
農地利用最適化 推進委員	竜西	小原 正隆	北割 2 区	上在

●農業委員会および農地利用最適化推進委員の募集概要

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集 人数	定数 19 人 竜西地区からの推薦 9 人 竜東地区からの推薦 5 人 市内全域からの推薦および応募 5 人 ※原則として認定農業者等が過半数を占める必要があります。 ※農業委員会の所掌に関し、利害関係を有しない者が 1 人以上含まれる必要があります。 ※年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮する必要があります（青年・女性の積極的な登用に努めること）。	定数 6 人 竜西地区からの推薦および応募 4 人 竜東地区からの推薦および応募 2 人
任 命 委 嘱	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから市長が議会の同意を得て任命する。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農業委員会が委嘱する。
資 格	(1) 原則として市内に住所を有する者。 (2) 他の法律等で兼職が禁じられていない者。 (3) ただし、次のいずれかに該当する場合は委員となることができません。 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	

	農業委員	農地利用最適化推進委員
主たる 業務 内容	・農地転用、農地の違反転用防止・遊休農地に関する措置など農地法等によりその権限に属された事項についての審議や現地確認及び調査。 ・農地利用の最適化の推進に関する指針の作成。 ・毎月、1 回程度の総会・協議会、その他の会議や研修会等に参加。	・農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など農地の利用の最適化に関する事項について、農地中間管理機構等と連携して取り組む。 ・毎月、1 回程度の総会・協議会、その他の会議や研修会等に参加。
報 酬	報酬月額 40,300 円	
任 期	令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日の 3 年間	
募集 期間	令和 8 年 1 月 28 日（水）から令和 8 年 2 月 27 日（金）	
応募 方法	推薦届又は応募届に必要な事項を記入し、期間中に駒ヶ根市農業委員会事務局（産業部農林課農地係）へ直接持参または郵送（必着）で提出してください。 なお、提出された推薦届及び応募届は返却しませんのでご了承ください。 ※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦または応募することができますが、兼務をすることはできません。	
候補者 の公表	募集の状況については、中間および最終結果を市ホームページで公表します。 公表内容は、推薦届・応募届の記載事項。（住所、生年月日、印影、連絡先等は除く）	

※不明な点は、駒ヶ根市農業委員会事務局までお問合せください。

駒ヶ根市役所 農林課内

電話 0265-83-2111 内線 411・412

参考

様式第1号（第5条関係）

1 地区推薦用

駒ヶ根市農業委員推薦届（地区）

令和 年 月 日

（宛先）駒ヶ根市長
（農林課）

次のとおり、駒ヶ根市農業委員会の委員に推薦します。

1 推薦をする者

（地区推薦の場合は代表者の他に農業者2人以上の推薦が必要になります。）

① 推薦人代表者

代表者氏名	フリガナ		職 業	
	印			
地区推薦 代表の資格		農政組合長	(地区又は法人・団体の名称)	
		農業法人・団体役員		
住 所	(〒)			
年 齢	歳	連絡先	()	

② 推薦人（推薦人の欄が不足する場合は別紙を作成してください。）

氏 名	フリガナ		職 業	
	印			
住 所	(〒)			
年 齢	歳	連絡先	()	
氏 名	フリガナ		職 業	
	印			
			性 別	男 ・ 女

住 所	(〒)		
年 齢	歳	連絡先	()

2 推薦地区

竜西地区 ・ 竜東地区

3 推薦を受ける者

氏 名	フリガナ		職 業	
	印			
住 所	(〒)		勤務先	
生年月日 (年齢)	年	月	日 (歳)	性 別 男 ・ 女
連 絡 先	()			
農業経営の状況	経営農地面積	㎡ (内借入地 ㎡)		
	農業従事日数	日/年間		
	主な生産作物			
主な経歴				
認定農業者等 であるかの有無	有 ・ 無	「有」の場合、該当するものを○で囲んでください。 認定農業者、認定就農法人の役員等、認定農業者であった者、認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、認定就農者、基本構想水準到達者、指導農業者		

4 推薦の状況

同時に農地利用最適化推進委員に推薦・応募しているか	している ・ していない
---------------------------	--------------

5 推薦の理由

備考

- 1 提出された推薦届は返却しません。
- 2 推薦届に記載した事項は、法第9条第2項の規定により公表します。ただし、住所及び連絡先は除きます。

参考

様式第1号（第6条関係）

1 地区推薦用

駒ヶ根市農地利用最適化推進委員推薦届（地区）

令和 年 月 日

（宛先）駒ヶ根市農業委員会長

次のとおり、駒ヶ根市農地利用最適化推進委員に推薦します。

1 推薦をする者

（地区推薦の場合は代表者の他に農業者2人以上の推薦が必要になります。）

① 推薦人代表者

代表者氏名	フリガナ		職業	
	印			
			性別	男・女
地区推薦		農政組合長	(地区又は法人・団体の名称)	
代表の資格		農業法人・団体役員		
住 所	(〒)			
年 齢	歳	連絡先	()	

② 推薦人（推薦人の欄が不足する場合は別紙を作成してください。）

氏 名	フリガナ		職業	
	印			
			性別	男・女
住 所	(〒)			
年 齢	歳	連絡先	()	

氏 名	フリガナ		職業	
	印			
			性別	男・女
住 所	(〒)			

年 齢	歳	連絡先	()
-----	---	-----	-----

2 推薦地区

竜西地区 ・ 竜東地区

3 推薦を受ける者

氏 名	フリガナ	職 業			
	印				
住 所	(〒 -)				
生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)	性 別	男 ・ 女		
連 絡 先	()				
農業経営の状況	経営農地面積	㎡ (内借入地 ㎡)			
	農業従事日数	日/年間			
	主な生産作物				
主な経歴					

4 推薦の状況

同時に農業委員に推薦・応募しているか	している ・ していない
--------------------	--------------

5 推薦の理由

備考

- 1 提出された推薦届は返却しません。

- 2 推薦届に記載した事項は、法第 19 条第 2 項の規定により公表します。ただし、住所及び連絡先は除きます。

令和 7 年 11 月 26 日

区長 各位

駒ヶ根協力隊を育てる会

会長 池崎 保

「書き損じはがき等の回収」について（協力依頼）

初冬の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当会の事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会が実施する「ちいさな国際貢献運動」の資金とするため、書き損じはがき等の回収を以下のとおり実施します。ご多用のところ恐縮ですが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

書き損じはがき等の回収

- 回収対象** 書き損じはがき、未使用はがき、未使用切手
- 方 法** 令和 8 年 2 月の定例文書配布でお届けするチラシ（裏面参照）と回収用封筒を隣組回覧していただき、集まったはがき等は以下の窓口にお持ちください。
- 回収場所** 市役所企画振興課、中沢支所、東伊那支所、駒ヶ根駅市民サービスコーナー
- 期 限** 令和 8 年 3 月 31 日（火）

「ちいさな国際貢献運動」（小さなハートプロジェクト支援事業等）とは

JICA 海外協力隊が現地の人々と活動をする中で、任務以外に地域の発展に貢献したいという状況が生じます。その場合に、現地の皆さんと企画したプロジェクトを一般社団法人協力隊を育てる会を通じて資金援助の要請をします。当会は、支援決定した案件に対して、資金援助しています。



【令和 6 年度実績】 書き損じ・未使用はがき 4,726 枚 未使用切手 1,956 枚

駒ヶ根協力隊を育てる会事務局（総務部 企画振興課 地域政策係内）
担当：吉澤 83-2111（内線 242） tiiki-sei@city.komagane.lg.jp

2月の定例文書で配布するチラシ（案）です

隣組回覧

「書き損じはがき」「未使用はがき・切手」

の回収にご協力ください



駒ヶ根協力隊を育てる会では、JICA 海外協力隊の活動支援を目的に、書き損じはがきや未使用はがき・切手の回収を行っています。本年も、ご家庭で不用となった書き損じはがき等を回収させていただきたく、ご協力をお願いします。

ご提供いただける書き損じはがきや切手がありましたら、添付の封筒に入れてください。

令和 8 年 2 月

駒ヶ根協力隊を育てる会、駒ヶ根市区長会

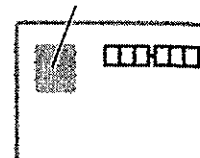
はがきの料金部分が汚れているものは回収できません

料額印面（料金を表す部分）に印字してしまったものや

書き損じたものは換金できないため回収対象外となります。

料額印面が汚れていなければ、古いはがきや両面に書き損じがあっても投函していないものは回収します。

ここが汚れていると
回収できません



【書き損じはがき・未使用切手から得た資金を基にして支援したプロジェクトの紹介】



もっとたくさんのお母さんに

母子手帳を贈るプロジェクト

国：ネパール

母子手帳を活用した JICA 事業で、対象地域に隣接する地域住民を対象に母子手帳を配布。事業の効果を他地域にも広めることができました。

【問い合わせ】駒ヶ根協力隊を育てる会事務局（駒ヶ根市 企画振興課 TEL83-2111 内線 242）

1 自主除雪について

(1) 自主除雪従事者名簿の確認について

- ・ 修正や追加は随時可能ですので、必要な場合はご連絡ください。
- ・ 事故等が発生した場合に保険会社が閲覧する可能性があります。

(2) 除雪機械整備事業に対する補助について

対象経費	補助率	補助限度額	備考
除雪機械の購入	1 / 2 以内	20万円	受付中
除雪のための改造経費		20万円	受付中
除雪機械の修繕		5万円	受付中

- ・ 補助申請を予定している場合は、事前にご相談ください。
- ・ 特に購入をお考えの方は、お早めにご連絡ください。
- ・ 補助金の交付決定後、購入・修繕し、支払いが済んでいるものは、速やかに実績報告書・請求書をご提出ください。（請求書の日付欄は、空欄のままでお願いします。）
- ・ 申請様式は、5月28日にメール送信しております。改めて必要な方は、ご連絡をお願いいたします。区民が直接窓口に来ていただいても結構です。

(3) 自主除雪実施報告書について

除雪した月	提出期限
12・1月分	翌月の10日まで（毎月報告）
2・3月分	3月10日（月）まで
その後の除雪分	その都度

- ・ 補助額は、1時間当たり2,000円となります。
- ・ 請求方法 3月下旬に一括請求（書類一式は、建設課で作成します。）
- ・ 補助金の支払いは、令和8年4月になります。
- ・ 様式は、データでメール送信いたします。

[提出方法]

紙・・・区長印をお願いします（持参者はどなたでも可）

データ（メール送信）・・・区長さんのアドレスから送信願います。

※共同除雪への協力者であるか確認していただくため、区長さんを経由していただくようにしています。何卒ご協力をお願いします。

2 凍結防止剤の配布について

配布日	12月1日～10日頃を目途
配布先	報告いただいた配布先

- ・ 配布前に、報告いただいた連絡先にお知らせします。
- ・ シーズン中、追加を希望する場合は、原則として区長または自治組合役員から建設課（電話 83-2111）へ連絡後、直接取りに来てください。
- ・ 実際に取りに来ていただく方はどなたでも構いません。

自主除雪報告書

提出先 駒ヶ根市長 伊藤 祐三

区名
区長名
印

月分 No. 下記により自主除雪を実施したので報告します。

年・月・日	曜日	作業時間	実働時間	実施市道名及び場所 (図面記載番号)	従事者	住所 氏名	機種	機種 番号
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						

※ 実施路線図添付(自主除雪路線図を提出していない場合)
 ※ 翌月10日までに報告願います。
 ※ 最小15分単位(15分単位で繰上げ)で記入してください。

自主除雪報告書

提出先 駒ヶ根市長 伊藤 祐三

区名〇〇区

区長名 〇〇 〇〇 印

1 月分

下記により自主除雪を実施しましたので報告します。

年・月・日	曜日	作業時間	実働時間	実施市道名及び場所 (図面記載番号)	従事者氏名	住所	機種	機種 番号
令和8年1月6日	火	開始 6時00分	2時間30分	市道〇ー〇号線 国道～広域農道	赤穂〇〇〇〇番地 駒ヶ根 太郎	〇〇〇〇番地	トラクター	1
		終了 8時30分						
令和8年1月13日	火	開始 5時30分	2時間30分	①(図面の路線番号) 市道 〇〇宅前～〇〇交差点	赤穂〇〇〇〇番地 駒ヶ根 次郎	〇〇〇〇番地	リヤグレーダー	2
		終了 8時00分						
令和8年1月20日	火	開始 8時30分	1時間30分		赤穂〇〇〇〇番地 駒ヶ根 三郎	〇〇〇〇番地	小型除雪機	3
		終了 10時00分						
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						
		開始						
		終了						

※ 実施路線図添付(自主除雪路線図を提出していない場合)

※ 翌月10日までに報告願います。

※ 最小15分単位(15分単位で繰上げ)で記入してください。

令和7年11月26日

区 長 各位

区長会事務局

来年度の区役員等の選出・報告について（依頼）

来年度の区役員等について、下記のとおり選出・報告をお願いします。

記

1 選出・報告をお願いする役員等

	件 名	報告 期限	担当課	備考
1	区役員 (区長、副区長、会計、 自治組合長)	3/6	総務課 自治組織創生室	(区長の携帯電話、メールアドレス FAX (ある場合) を記入してください) 区長さん、自治組合長さんにつきましては、「個人情報の取扱いについて」をお渡しください。
2	区会計口座報告	3/13	総務課 自治組織創生室	口座情報に変更がある場合のみ報告
3	環境美化推進組合役員	3/6	生活環境課 環境衛生係	

○報告様式 市ホームページよりダウンロードをお願いいたします。

総合トップ>駒ヶ根市行政サイト>くらし・手続き>市民活動・市政参加>
自治会・町内会>区長会の申請書様式

https://www.city.komagane.nagano.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/shiminkatsudo_shiseisanka/jichikai_chonaikai/1909.html

- ・様式は、必要事項が記載されていれば、任意に作成した様式でも結構です。



2 提出先 担当課又は総務課へ提出ください。

3 個人情報の取扱いについて（裏面）

(個人情報の取扱いについて)

ご報告いただいた区役員等の個人情報は、文書配布、業務連絡、会議や行事の開催案内など市の業務で使用するほか、区役員（区長、自治組合長）の個人情報につきましては、別紙「個人情報の取扱いについて」に記載のある、他の公共的団体、報道機関、工事業者（地域における道路占用や通行止めなどの連絡）等からの依頼、又は区政に関わる区民からの問い合わせなどに応じ、その必要性を確認したうえで氏名・電話番号等を知らせることがあります。

また、区長氏名については市報に掲載します。これら以外の用途には使用いたしません。

区役員（区長、自治組合長）の報告にあたりまして、上記の利用及び提供につきましては、ご本人の同意が必要となります。お手数をおかけして申し訳ございませんが、別紙「個人情報の取扱いについて」をお渡し頂き、口頭で個人情報の取扱いの確認をいただき報告をお願いいたします。

参考に【資料 1_4】区役員就任届兼個人情報取扱同意書（作成例）を作成いたしましたので、ご活用ください。

(会員名簿を作るときの注意事項)

個人情報保護法の改正に伴い、自治組織内で名簿を作成する場合の個人情報につきましても、同法の対象となりますので、個人情報の収集等につきましては、別紙「会員名簿を作るときの注意事項」を参考に取り扱いをお願いいたします。

(区長会事務局)

総務課自治組織創生室 桐山

TEL 83-2111 内線 216

E-mail : gyosei@city.komagane.lg.jp

令和 8 年度区長 各 位

個人情報の取扱いについて

ご報告いただいた個人情報（氏名、住所、電話番号）は、文書配布、業務連絡、会議や行事の開催案内など市の業務で使用するほか、地域に関する連絡のために必要な場合に、下記に例示した公共的団体、報道機関、工事業者（地域における道路占用、通行止めその他工事関係）、不動産業者、病院、福祉施設などの提供先から提供の依頼、又は区政に関わる区民等からの問合せがあった場合に、その必要性を確認したうえで氏名・電話番号等を知らせることがあります。

また、区長氏名については市報に掲載します。これら以外の用途には使用いたしません。

記

提供先	利用目的
駒ヶ根市役所	各所管業務に応じて
駒ヶ根市社会福祉協議会	社協会費納入、共同募金依頼のため
駒ヶ根商工会議所	行事の連絡のため
エコシティ・駒ヶ岳	取材、有線の連絡のため
工事業者	地域における道路占用、通行止めその他地域における工事、ライフライン関係の連絡などのため
不動産業者	転入・転居者への情報提供のため
昭和伊南総合病院など病院（こころの医療センター駒ヶ根（下平区のみ））	病院の広報誌送付、行事の連絡のため
伊南福祉会など福祉施設（該当区のみ）	福祉施設の行事の連絡のため
国会議員、県議、市議	地域における連絡のため

駒ヶ根市役所総務課自治組織創生室
TEL 83-2111 内線 216

令和 8 年度自治組合長 様

個人情報の取扱いについて

報告いただいた個人情報（氏名、住所、電話番号）は、文書配布、業務連絡、会議や行事の開催案内など市の業務で使用するほか、地域に関する連絡のために必要な場合に、下記に例示した公共的団体、報道機関、工事業者（地域における道路占用、通行止めその他工事関係）、不動産業者、病院、福祉施設などの提供先から提供の依頼、又は自治組合に関わる区民等からの問合せがあった場合に、その必要性を確認したうえで氏名・電話番号等を知らせることがあります。これら以外の用途には使用いたしません。

記

提供先	利用目的
駒ヶ根市役所	各所管業務に応じて
駒ヶ根市社会福祉協議会	社協会費納入、共同募金依頼のため
エコシティ・駒ヶ岳	取材、有線の連絡のため
工事業者	地域における道路占用、通行止めその他地域における工事、ライフライン関係の連絡などのため
不動産業者	転入・転居者への情報提供のため
昭和伊南総合病院など病院（こころの医療センター駒ヶ根（下平区のみ））	病院の広報誌送付、行事の連絡のため
伊南福祉会など福祉施設（該当区のみ）	福祉施設の行事の連絡のため

駒ヶ根市役所総務課自治組織創生室

TEL 83-2111 内線 216

自治会・同窓会向け

会員名簿を作るときの注意事項 (個人情報保護法の改正に伴う対応について)



平成29年5月
個人情報保護委員会

個人情報保護法の改正と小規模の事業者への法の適用

- 平成27年9月に改正個人情報保護法が成立し、平成29年5月30日に全面施行されました。
- 改正前は、5000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきましたが、**改正後は全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。**
- この事業者には**自治会や同窓会等の非営利組織も該当します。**
- ただし、**小規模の事業者の事業が円滑に行われるよう配慮すること**とされています。

従来から個人情報を適切に取り扱っていれば、大きな負担とはなりませんが、法改正に伴い、今後は法の適用対象となることから、注意すべき点をまとめました。

次のページから個人情報保護法の基本的なルールをご紹介します

個人情報を集める、保管するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
ステップ① 個人情報を集める前	
利用目的の特定 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
ステップ② 本人から個人情報を集めるとき	
利用目的の通知・公表 本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
ステップ③ 個人情報を保管しているとき	
安全管理措置 集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。	自治会や同窓会の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。
保有する個人情報の訂正等 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。	ステップ②で配布する書面に訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。

2

個人情報を第三者に提供するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
本人の同意の取得 本人以外の者に個人情報を提供する場合、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、例えば、以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。 1. 法令に基づく場合 2. 人の生命、財産を守る場合 3. 委託先に提供する場合	「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。また、以下の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。 1. 警察からの照会 2. 災害発生時の安否確認 3. 会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合
提供に関する記録義務 提供先などを記録し一定期間保管する。	名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。
委託先の監督 個人情報を委託先に提供する場合、適切な監督を行う。	名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。 ◆委託先への確認方法の例◆ 情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等
	また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。

3

個人情報保護法に関するQ&A

Q.個人情報とは？

A.生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会や同窓会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

Q.すでに配布した会員名簿はどのように取り扱えばよい？

A.会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はありませんが、盗難・紛失等のないよう、適切に管理するようにしましょう。

Q.新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場合どのように取り扱えばよい？

A.以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して、「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ていると思われますので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

Q.会全体の名簿以外でも地域やブロック毎の連絡網を作成・配布する場合、どうすればよい？

A.名簿を作成・配布する場合とルールは変わりません。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問合せ先を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理するといったことが必要です。

その他個人情報保護法に関するご質問や疑問点、事業者の個人情報の取扱いに関する苦情等があれば、下記窓口にご相談ください。

個人情報保護法相談ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

駒ヶ根市自治組織向け個人情報取扱手引

駒ヶ根市

はじめに

自治組織などにおける個人情報は、適切に取り扱えば、隣近所の関係づくりや災害時などの助け合いに役立ち、安心して暮らせる地域社会の実現につながります。

この手引では、自治組織内における会員名簿の作成を例に、個人情報の取扱いの手順をご説明します。

今後の自治組織などでの個人情報取扱いの参考になれば幸いです。

1. 個人情報保護法の自治組織（区や自治会）への適用

「個人情報保護法」は、個人の権利と利益を保護することを目的に制定され、平成17年4月に施行されました。

平成29年5月30日施行の法改正では、個人情報を有する自治会などにも同法が適用されることとなりました。

同法では「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」という基本理念があり、自治会などでも個人情報の取扱いのルールを定め、安全に利活用する必要があります。

以下、会員名簿の作成を例に、個人情報をしっかりと管理するための手順を確認していきます。

2. 個人情報を集める、保管するときのルール

(1) 個人情報を集める前

① 名簿の内容を検討する。

名簿を作成する場合には、その目的と利用内容を明確にします。

はじめに、名簿を作成する目的を決めます。

(例) 自治組織の運営管理のため、緊急時の安否確認のため、災害時の支援活動のためなど。

次に、目的に沿って、名簿に必要な個人情報の内容（誰の、どんな個人情報が必要か）の検討をします。

(例) 世帯主だけの情報、家族全員の情報、住所、生年月日、連絡先、災害時の支援に必要な情報（健康状況）など。

※ 目的に不要なものは収集せず、必要最低限にするのが原則です。

② 管理方法を決める。

作成した名簿を誰が管理するか、どのように保管するかなど、管理のルールを決めます。

(例) 誰が個人情報を管理・保管するのか、だれが個人情報を利用できるのか、個人情報の保管方法（紙媒体は鍵付きの保管庫で保管、データはパスワードを設定し保管）、個人情報を漏えいした・紛失した場合の対応方法など

(2) 個人情報を収集する

個人情報を取得する際は、本人に利用目的を伝える必要があります。

① 利用目的を通知し、本人の同意を得る。

(1) で決めた内容に沿って、本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示します。本人以外の方から情報をもらう場合は、本人の同意を得るようにしましょう。

(例) 区や自治会などの加入届（→参考資料1）や名簿作成における調査票（→参考資料2）などに、利用目的を記載する。

※ 取得の際、提出用「封筒」を用意して他の人に見られないような配慮も必要です。

② 名簿の目的やルールを周知する。

名簿の目的やルールの周知は総会や回覧板を利用して、年に1回程度は行いましょう。

(3) 個人情報の保管

集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じます。

① 「個人情報取扱基準」（→参考資料3）を定めるなど、適正に管理してください。

② 退会等不要になった会員名簿は、すみやかにシュレッダーにかけるなどして確実に廃棄してください。

③ 個人情報に誤りがあるとして、本人から訂正を求められたときは、適切に対応する必要があります。

(4) 個人情報を利用する

① 取得した個人情報は、あらかじめ決めた利用目的の範囲内で使用してください。

② 利用目的以外のことに利用する場合は、改めて本人の同意を得る必要があります。

3. 個人情報を第三者へ提供するときのルール

法令に基づく場合などを除き、個人情報を第三者へ提供する場合は、あらかじめ本人の同意が必要なほか、提供したことを記録として、一定期間保管する必要があります。

① 本人の同意を得る。

(例) 会員名簿を作成して配布する場合は、「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たことになります。

② 同意を得なくても第三者に提供できる場合（主なもの）

○法令に基づく場合 （例）警察からの照会など

○人の生命、財産を守る場合 （例）災害発生時の安否確認など

○委託先に提供する場合 （例）会員名簿を印刷するため業者に提供する場合 など

個人情報 Q&A

Q1：個人情報とは？

A1：生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会などにおける役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

Q2：すでに配布した会員名簿はどのように取り扱えばよいのか？

A2：会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はありませんが、盗難・紛失等のないよう、適切に管理するようにしましょう。

Q3：新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場合どのように取り扱えばよいのか？

A3：以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して、「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ていると思われるので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

Q4：同意は口頭の確認でよいのか、書面等が必要なのか？

A4：口頭で構いませんが、その場合、日時や相手方（本人、親権者等）など、記録を取っておくことを推奨します。

Q5：作成した名簿を使って、営業活動を行う会員がいるのではないかと不安です。作成した名簿を管理するにあたって、どのような点に注意すればよいのでしょうか？

A5：名簿の目立つところに、「会員相互及び役員との諸連絡、自治会活動、災害時の避難や救助活動を目的として利用をするものであり、その他の利用を禁じます」といった注意事項と利用目的を明記するなど、会員に利用目的を周知しましょう。

また、「会員以外に貸与し、又は使用させないで下さい。」などの注意事項もあるとよいでしょう。

○ このマニュアルは駒ヶ根市HPでもご確認いただけます。

駒ヶ根市役所総合トップ>駒ヶ根市行政サイト>くらし・手続き>市民活動・市政参加>自治会・町内会>自治組織での個人情報の取り扱い

【 https://www.city.komagane.nagano.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/shiminkatsudo_shiseisanka/jichikai_chonaikai/1908.html 】



○ 個人情報保護法に関する疑問点がある場合は、下記窓口にご相談ください。

個人情報保護法相談ダイヤル ☎ 03 - 6457 - 9849

受付時間 9：30～17：30（土日祝日及び年末年始を除く）

駒ヶ根市自治組織向け個人情報取扱手引

平成30年12月発行

駒ヶ根市役所総務課行政管理係

〒399-4192

住所 駒ヶ根市赤須町20番1号

電話 0265-83-2111

【参考資料】

加入届（作成例）

年 月 日

〇〇自治組合長 様

〇〇自治組合加入届

私は、〇〇自治組合に加入する意思がありますので、本書のとおり届け出ます。
なお、下記「個人情報の取扱いについて」にも同意します。

住 所	〒 〇〇〇〇〇〇 駒ヶ根市 〇〇〇番地
フリガナ	
氏 名	
電話番号	

○個人情報の取扱いについて

- ・ご提供いただいた個人情報は、自治組合員名簿の作成、会費の請求・管理、回覧
その他文書の送付、自治組合員の親睦活動、防災防犯の活動、災害等の緊急時に
おける支援活動などこれらに付随する活動を行う目的の範囲内で利用します。
- ・法令に定めがある場合などを除いて、事前に同意をいただくことなく、利用目的
以外に使用又は外部提供いたしません。

【参考資料】

調査票（作成例）

〇〇年〇月〇〇日

〇〇自治組合の皆様

〇〇自治組合
自治組合長 〇〇〇〇

自治組合名簿作成のご協力について

△△の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろから、自治組合活動にご理解、ご参加をいただき、誠にありがとうございます。
ます。

さて、〇〇自治組合では、本自治組合の運営を円滑に行うために、自治組合員名簿を作成しております。この名簿は、会員相互及び役員との諸連絡、自治会活動、災害時の避難、救助活動の際に利用するために作成するものです。

なお、本自治組合では、〇〇自治組合個人情報取扱基準に基づき個人情報の取り扱いには十分注意しております。ご記入いただいた情報は、上記の目的以外で使用したり、ご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

〈ご提出方法等〉

- 1 記入方法 下記調査票に必要事項を記入してください。
- 2 提出方法 調査票を切り取り封筒に入れ、各隣組長に提出してください。
- 3 その他 ・記載事項に変更があった場合は、速やかに自治組合長までご連絡ください。

・名簿が不要になりましたら、速やかに廃棄します。

-----切り取り-----

調査票

世帯主のお名前 ()

ご住所 ()

電話番号 ()

【参考資料3】

個人情報取扱基準（作成例）

〇〇自治組合 個人情報取扱基準

〇〇年〇月〇日施行

〇〇年〇月〇日改正

（目的）

第1条 〇〇自治組合（以下「本自治組合」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本自治組合は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治組合活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 本自治組合は、この個人情報取扱基準を、総会資料又は回覧等により自治組合員に周知するものとする。

（取得）

第4条 本自治組合は、自治組合長が「〇〇自治組合加入届」（様式1）等を、自治組合員又は自治組合員になろうとする者（以下「自治組合員等」という。）から受理することにより、個人情報を取得する。

2 本自治組合が自治組合員等から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む。）、生年月日、性別、住所、電話番号（緊急連絡先）その他の事項で、自治組合員等が同意する事項とする。

（利用目的）

第5条 本自治組合が保有する個人情報は、次に掲げる目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 自治組合員名簿、自治組合員所在マップの作成
- (2) 会費の請求及び管理
- (3) 回覧その他文書の配付
- (4) 自治組合員の親睦、交流活動
- (5) 防災・防犯の活動
- (6) 災害等緊急時における支援活動

（管理）

第6条 個人情報は、自治組合長又は自治組合長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供)

第7条 個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければ第三者に提供することができない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人命の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは長野県、駒ヶ根市又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

提出期限**3月6日(金)**までに**総務課**又は**支所**へ、ご提出をお願いします

令和8年度区役員報告書

(提出先) 駒ヶ根市役所総務課

恐れ入りますが全員の方の携帯電話番号をご記載ください。

区

毎月第2火曜日の市からの一斉文書配布でお届け先となる方に○印をつけてください。

役員	文書 届け先	氏 名	住所番地	自治組合	電話番号	携帯電話
(記入例)	○	駒ヶ根 太郎	赤穂1234-5	柏木	83-2111	090-0000-0000
区長						
		Eメールアドレス				
		FAX番号				
副区長_区長に 次ぐ役職名						
会計担当者_役 職名						
自治組合長	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					

※住所欄は文書送達に必要なつき、市営住宅やアパート等の場合は「〇〇号室」など複数行に渡ってもよいので、具体的に記入してください。

※書記など区役員の役職名を記載の上、氏名等必要事項を記入してください。記載欄が足りない場合は欄を増やしてください。

変更がある場合のみ 3 月 1 3 日 (金) までに総務課又は支所へ提出願います。

令和8年度 区事務費等の振込先口座報告書

○下記の現在の口座情報に変更がある場合のみ、変更後欄に記入して提出してください。

区名	区	
	令和7年 口座情報	変更後(変更がある場合)
金融機関名		
預金種類		
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

【様式2】

令和8年3月6日(金)までに総務課へ提出をお願いします。

令和8年度 環境美化推進組合役員報告書

(提出先) 駒ヶ根市役所 総務課

区 報告者氏名

役員	氏名	住所	自治組合	携帯電話
(記入例)	駒ヶ根 太郎	赤穂 1234-5	上市場	090-0000-0000
連合組合長				
	E メールアドレス			
	FAX 番号			
自治組合選出の環境美化推進組合長	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			

※ 市営住宅、アパート等の場合は、「〇〇号室」など具体的に記入してください。

(提出先) 駒ヶ根市長(総務課扱い)【提出期限令和8年3月6日】

区役員就任届兼個人情報取扱同意書

私は、令和8年度_____区の役員に就任することを本書のとおり届け出ます。また、下記「個人情報の取扱いについて」にも同意します。

役職名			
住 所	〒 _____ 駒ヶ根市	番地 _____	
フリガナ			
氏 名			
電話番号		FAXの有無	あり・なし
携帯電話番号			
E-mail			

○個人情報の取扱いについて(駒ヶ根市総務課から)

令和8年度区長 各位

恐れ入りますが全項目をご記載ください。

ご報告いただいた個人情報(氏名、住所、電話番号、E-mailアドレス)は、文書配布、業務連絡、会議や行事の開催案内など市の業務で使用するほか、地域に関する連絡のために必要な場合に、下記に例示した公共的団体、報道機関、工事業者(地域における道路占用、通行止めその他工事関係)、不動産業者、病院、福祉施設などの提供先から提供の依頼、又は区政に関わる区民等からの問合せがあった場合に、その必要性を確認したうえで氏名・電話番号等を知らせることがあります。

また、区長氏名については市報に掲載します。これら以外の用途には使用いたしません。

記

提供先	利用目的
駒ヶ根市役所	各所管業務に応じて
駒ヶ根市社会福祉協議会	社協会費納入、共同募金依頼のため
駒ヶ根商工会議所	行事の連絡のため
エコシティ・駒ヶ岳	取材、有線の連絡のため
工事業者	地域における道路占用、通行止めその他地域における工事、ライフライン関係の連絡などのため
不動産業者	転入・転居者への情報提供のため
昭和伊南総合病院など病院(こころの医療センター駒ヶ根(下平区のみ))	病院の広報誌送付、行事の連絡のため
伊南福祉会など福祉施設(該当区のみ)	福祉施設の行事の連絡のため
国会議員、県議、市議	地域における連絡のため

駒ヶ根市役所総務課自治組織創生室

TEL83-2111 内線 216

(提出先) 駒ヶ根市長(総務課扱い)【提出期限令和8年3月6日】

区役員就任届兼個人情報取扱同意書

私は、令和8年度_____区の役員に就任することを本書のとおり届け出ます。また、下記「個人情報の取扱いについて」にも同意します。

役職名	
住 所	〒 _____ 番地 駒ヶ根市
フリガナ	
氏 名	
電話番号	
携帯電話番号	
E-mail	

○個人情報の取扱いについて(駒ヶ根市総務課から)

令和8年度自治組合長 各位

恐れ入りますが全項目をご記載ください。

ご報告いただいた個人情報(氏名、住所、電話番号、E-mailアドレス)は、文書配布、業務連絡、会議や行事の開催案内など市の業務で使用するほか、地域に関する連絡のために必要な場合に、下記に例示した公共的団体、報道機関、工事業者(地域における道路占用、通行止めその他工事関係)、不動産業者、病院、福祉施設などの提供先から提供の依頼、又は自治組合に関わる区民等からの問合せがあった場合に、その必要性を確認したうえで氏名・電話番号等を知らせることがあります。これら以外の用途には使用いたしません。

記

提供先	利用目的
駒ヶ根市役所	各所管業務に応じて
駒ヶ根市社会福祉協議会	社協会費納入、共同募金依頼のため
エコシティ・駒ヶ岳	取材、有線の連絡のため
工事業者	地域における道路占用、通行止めその他地域における工事、ライフライン関係の連絡などのため
不動産業者	転入・転居者への情報提供のため
昭和伊南総合病院など病院(こころの医療センター駒ヶ根(下平区のみ))	病院の広報誌送付、行事の連絡のため
伊南福祉会など福祉施設(該当区のみ)	福祉施設の行事の連絡のため

駒ヶ根市役所総務課自治組織創生室

TEL 83-2111 内線 216

